



プラスチック製品モデル収集の実施結果について

1 モデル収集の目的

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村は区域内におけるプラスチック製品の分別収集及び再資源化に努めることとされました。

本市においても、更なるリサイクルの推進のために、プラスチック製品の分別収集を検討しています。

このようなことから、**令和5年10月の1か月間(資源ごみ収集日)、一部の地区でモデル収集**を実施させていただきました。

【実施地区】 陽光台、大井、末吉

2 収集方法

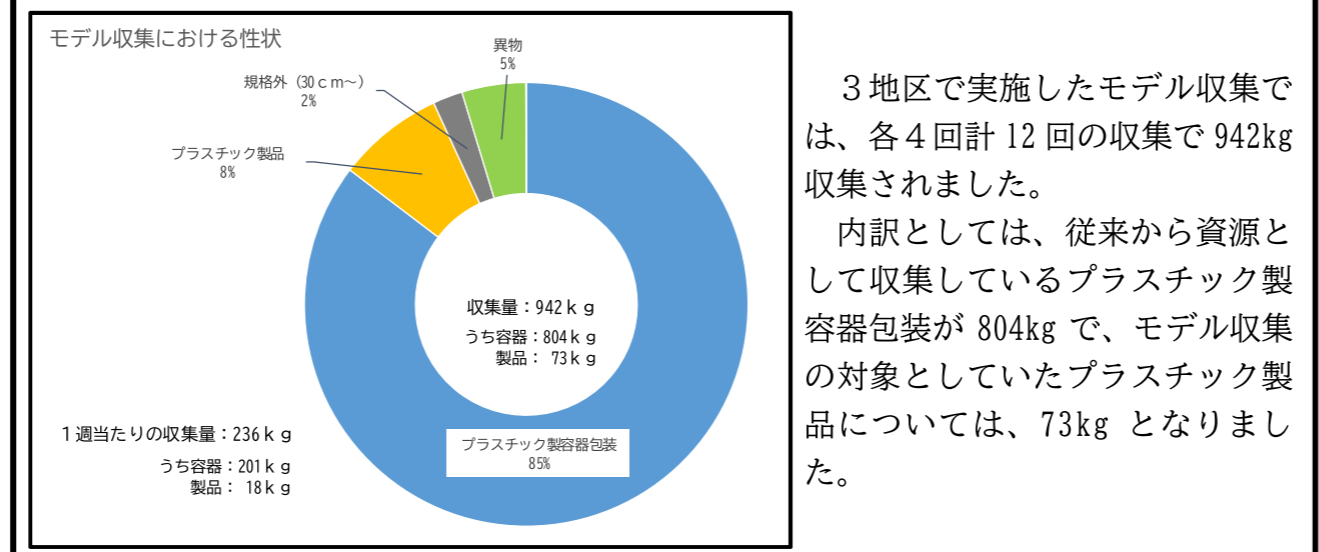
汚れなどの付着がない 100%プラスチック素材の製品のうち、大きさが30cm以下で厚さが5mm以下のものをプラスチック製容器包装と同じ袋で、まとめてお出しいただきました。

例) ストロー、タッパー、ビニール手袋 など

汚れがない大きさ30cm以下、厚さ5mm以下の100%プラスチック素材の製品

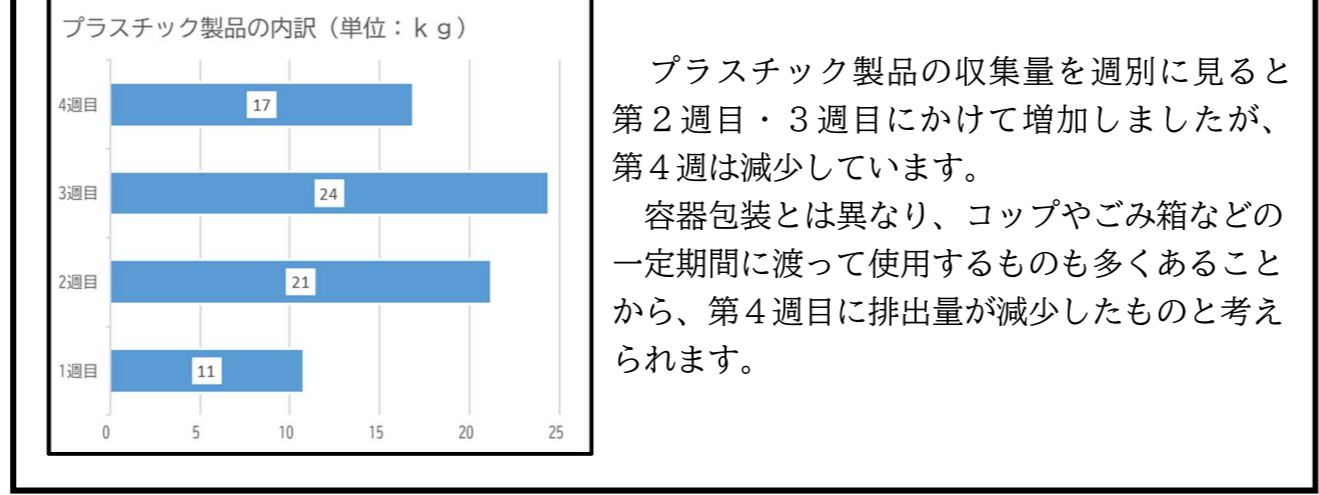
ごみラスト素材集(経済産業省)を加工して作成
<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/llust/index.html>

3 モデル収集の実施結果



実際に排出されたプラスチック製品については、ごみ箱、食料保存容器、コップやハンガーなどの様々なものが排出されていました。

なお、汚れにより再資源化が困難となるものについては、プラスチック製の鉢植えなどの屋外で使用するプラスチックに土汚れが付いたまま排出されていました。



4 アンケート結果(回答数:278件)

